（様式－1）

（令和8年3月2日現在）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　人の居住の用に供する専有部分の床面積割合補正方法申出書
（条例46条の3第2項関係）

作成部署 主税局資産税部固定資産評価課家屋担当　　電話03（5388）3011

《事務処理フロー図》

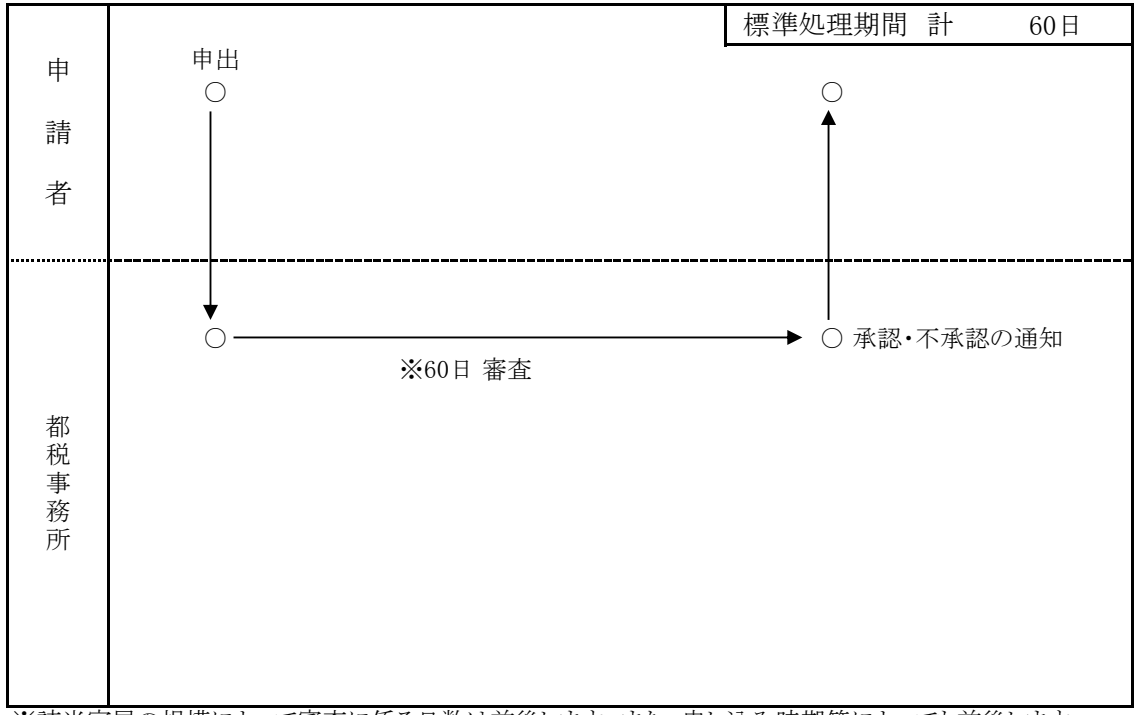

※該当家屋の規模によって審査に係る日数は前後します。また、申し込み時期等によっても前後します。

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　　明
1	申出	必要事項の記載及び、参考書類を作成の上、該当家屋の所在する区の都税事務所へ申出を行う。
2	審査	提出された申出書の記載漏れがないか確認する。また、参考書類等を確認のうえ、申出があった専有部分の床面積の割合の補正の方法が適当であるか審査する。
3	承認・不承認の通知	当該家屋の区分所有者全員に対して、承認又は不承認を通知する。